

足立区特定教育・保育施設

指導検査基準

令和8年6月8日適用

(私立認可保育所用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

区単独の指導検査時は、”足立区特定教育・保育施設指導検査基準”と”保育所指導検査基準 東京都福祉局”の2つの基準を用いる。

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	子ども・子育て支援法関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等、文書指摘としない場合は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	子ども・子育て支援法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。
A	助言	「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。

運 營 管 理 編

		目	次				
1	利用定員	1	12	秘密の保持	4
2	運営規程	1	13	小学校等に対する情報提供	5
3	利用者への情報提供			14	研修機会の確保	5
	(1) 掲示	2	15	苦情解決		
	(2) 情報提供の努力	2		(1) 苦情窓口の設置	5
	(3) 虚偽又は誇大広告の禁止	2		(2) 苦情内容の記録	5
4	支給認定申請の援助	2		(3) 苦情に関する区の事業に対する協力	5
5	内容の説明及び同意	3	16	区の検査に対する協力及び改善の努力	5
6	区が行うあっせん、要請及び調整に対する協力	3	17	サービスの質の評価等	5
7	利益供与等の禁止	3	18	保護者に関する区への通知	5
8	受給資格等の確認	4	19	記録の整備と保存	6
9	人権擁護、虐待防止	4	20	電磁的記録等	7
10	平等取扱いの原則	4	21	職員の配置	8
11	特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録 (業務日誌)	4				

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
3	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府告示第49号
4	令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
5	「足立区保育扶助要綱」(令和7年4月1日最終改正)	区扶助要綱
6	「足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱」(令和7年4月1日最終改正)	区法外要綱

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 利用定員	<p>1 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (3)保育所 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>3 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>1 利用定員を20人以上としているか。</p> <p>2 各区分ごとに利用定員を定めている</p> <p>3 区運営基準条例第22条但書きに規定する特別の理由なく、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第4条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第4条2</p> <p>(1) 区運営基準条例第22条</p>	<p>(1) 利用定員を20人以上としていない。</p> <p>(1) 各区分ごとの利用定員を定めていない。</p> <p>(1) 特別の理由なく利用定員を超えて特定教育・保育を提供していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
2 運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 特定教育・保育の提供を行う日(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>⑤ 区運営基準条例第13条の規定により、教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びそ</p> <p>⑥ 区運営基準条例第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(区運営基準条例第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	<p>1 重要事項に関する規程を定めているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第20条</p>	<p>(1) 重要事項に関する規程を定めていない。</p> <p>(2) 重要事項に関する規程①から⑪の内、不足している項目がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 利用者への情報提供 (1) 掲示	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>※ 事務所の中に備え付けてある等、利用者が施設の職員に声をかけないと見ることが出来ない状態は、（施設の見やすい場所に）掲示してあるとは言えない。</p>	<p>1 施設の見やすい場所に重要事項の掲示を行っているか。</p> <p>2 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第23条</p> <p>(1) 区運営基準条例第23条</p>	<p>(1) 施設の見やすい場所に掲示していない。</p> <p>(1) 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(2) 情報提供の努力	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>1 特定教育・保育の内容に関する情報提供を行うよう努めているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第28条1</p>	<p>(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行うよう努めていない。</p>	<p>A</p>
(3) 虚偽又は誇大広告の禁止	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとはならない。</p>	<p>1 施設について広告する場合、内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第28条2</p>	<p>(1) 施設の広告内容が、虚偽である又は誇大なものとなっている。</p>	<p>C</p>
4 支給認定申請の援助	<p>1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>	<p>1 教育・保育給付認定申請に対する必要な援助を行っているか。</p> <p>1 教育・保育給付認定の変更の認定申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第9条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第9条2</p>	<p>(1) 必要な援助を行っていない。</p> <p>(2) 援助が不十分である。</p> <p>(1) 必要な援助を行っていない。</p> <p>(2) 援助が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 内容の説明及び同意	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、区運営基準条例第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、区運営基準条例第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、1の文書の交付に代えて、3で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、2により、1に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 区運営基準条例第5条第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式</p> <p>4 3による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び3による承諾をした場合は、この限りではない。</p>	<p>1 利用申込者に対して重要事項等を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※ なお、利用申込者の同意については、トラブルを避ける観点から、同意書を取得することが望ましい。</p> <p>1 利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供しているか。</p> <p>1 電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容を保護者等に示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 保護者等から電磁的方法による提供を受けたい旨の申し出があった場合でも電磁的方法により重要事項の提供を行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第5条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第5条2</p> <p>(1) 区運営基準条例第5条5</p> <p>(1) 区運営基準条例第5条6</p>	<p>(1) 重要事項を交付して説明をしていない、又は特定教育・保育の提供の開始について同意を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供していない。</p> <p>(1) 電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容を保護者等に示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(1) 保護者等から電磁的方法による提供を受けたい旨の申し出があった場合でも電磁的方法により重要事項の提供を行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
6 区が行うあっせん、要請及び調整に対する協力	<p>1 特定教育・保育施設は、(中略)市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、(中略)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 区が行うあっせん、要請及び調整に対し、できる限り協力しているか。</p> <p>(例)日本語が話せない、宗教上の理由により食事の提供に手間がかかる等の理由で、必要以上に入所の制限を行っており、できる限りの協力をしているといえない場合等。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第7条</p>	<p>(1) 区が行うあっせん、要請及び調整に対し、できる限り協力していない。</p> <p>(2) 協力が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
7 利益供与等の禁止	<p>特定教育・保育施設は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>また、特定教育・保育施設は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p>1 関与者に対して利益供与又は利益収受を行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第29条</p>	<p>(1) 利益供与又は利益収受している。</p>	<p>C</p>

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 受給資格等の確認	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>なお区から送付されるリストでの確認でよい。</p>	<p>1 支給認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。</p>	(1) 区運営基準条例第8条	<p>(1) 支給認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認していない</p> <p>(2) 支給認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等の確認が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
9 人権擁護、虐待防止	<p>特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。</p> <p>2 子どもの人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第3条4</p> <p>(1) 区運営基準条例第3条4</p>	<p>(1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の体制整備を行っていない。</p> <p>(2) 体制整備が不十分である。</p> <p>(1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する等の措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
10 平等取扱いの原則	<p>特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>1 差別的な扱いをしていないか。</p>	(1) 区運営基準条例第24条	<p>(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。</p>	C
11 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>※ 施設の状況を的確に把握するため、特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。</p> <p>施設長が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。</p> <p><例> 職員及び子どもの出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	<p>1 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)を適切に作成しているか。</p>	(1) 区運営基準条例第12条	<p>(1) 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)が未作成である。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
12 秘密の保持	<p>特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><必要な措置(例)> ・規程等の整備 ・雇用時の取決め 等</p>	<p>1 正当な理由がある場合を除き、職員であったものを含めて施設は秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	(1) 区運営基準条例第27条1、2	<p>(1) 必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 措置が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
13 小学校等に対する情報提供	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書又は区運営基準条例第62条の電磁的記録により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 あらかじめ文書又は電磁的記録により子どもの保護者の同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第27条3、第62条	(1) あらかじめ文書又は電磁的記録による同意を得ていない。 (2) 同意の取得が不十分である。	C B
14 研修機会の確保	特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	1 研修の機会を確保しているか。	(1) 区運営基準条例第21条3	(1) 研修の機会を確保していない。 (2) 研修機会の確保が不十分である。	C B
15 苦情解決 (1) 苦情窓口の設置	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 区運営基準条例第30条1	(1) 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 (2) 苦情に迅速かつ適切に対応するための措置が不十分である。	C B
(2) 苦情内容の記録	特定教育・保育施設は、上記の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	1 苦情の内容を記録しているか。	(1) 区運営基準条例第30条2	(1) 苦情の内容を記録していない。 (2) 内容の記録が不十分である。	C B
(3) 苦情に関する区の事業に対する協力	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めているか。	(1) 区運営基準条例第30条3	(1) 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めていない。	A
16 区の検査に対する協力及び改善の努力	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 区が行う検査に協力するとともに、指導助言に対して必要な改善を行っている	(1) 区運営基準条例第30条4	(1) 区が行う検査に協力していない。若しくは指導助言に対する必要な改善を行っていない。 (2) 区が行う検査に対する協力や指導助言に対する改善が不十分である。	C B
17 サービスの質の評価等	特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 定期的に福祉サービス第三者評価受審等を受け、それらの結果を公表し、常にその改善に努めているか。	(1) 区運営基準条例第16条2	(1) 定期的に福祉サービス第三者評価受審等を受け、それらの結果を公表する等、改善を行う努力をしていない。	B
18 保護者に関する区への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。	1 通知を行っているか。	(1) 区運営基準条例第19条	(1) 通知を行っていない。	C

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
19 記録の整備と保存	<p>1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 区運営基準条例第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (例：指導計画等)</p> <p>(2) 区運営基準条例第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録 (例：保育日誌等)</p> <p>(3) 区運営基準条例第19条の規定による市町村への通知に係る記録 (例：不正受給に関する記録)</p> <p>(4) 区運営基準条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (苦情処理簿)</p> <p>(5) 区運営基準条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に対して採った処置についての記録 (事故報告書)</p>	<p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 記録を整備し5年間保存しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第34条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第34条2</p>	<p>(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>(2) 記録の整備が不十分である。</p> <p>(1) 区運営基準条例の規定に沿って備えておくべき記録を整備・保存していない。</p> <p>(2) 区運営条例の規定に沿って備えておくべき記録の整備・保存が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
20 電磁的記録等	<p>特定教育・保育施設は記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。(区運営基準条例第62条1)</p> <p>特定教育・保育施設は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、区運営基準条例第62条第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子処理情報組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法(区運営基準条例第62条2)</p> <p>1 区運営基準条例第62条第2項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>1 ファイルへ記録を出力し、文書を作成することができるか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第62条3、6</p>	<p>(1) 電磁的方法により記載事項を交付又は同意を得ようとする場合に、利用申込者がファイルへ記録を出力できない。</p>	<p>C</p>

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 特定教育・保育施設は、区運営基準条例第62条第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>3 区運営基準条例第62条第4項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び2の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示しているか。</p> <p>2 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ているか。</p> <p>1 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったときは、記載事項の提供又は同意の取得を電磁的方法ではなく、書面により行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条5、6</p>	<p>(1) 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示していない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったにもかかわらず、記載事項の提供又は同意の取得を書面ではなく電磁的方法で行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>21 職員の配置</p>	<p>人員配置について、下記に示す「留意事項通知」、「区扶助要綱」、「区法外要綱」の条件を遵守し、適正な申請を行わなければならない。</p> <p>[公定価格]</p> <p>1 基本分単価</p> <p>(1) 保育士 基本分単価における必要保育士数は以下のアとイを合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。</p> <p>ア 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1,2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人</p> <p>イ ・利用定員90人以下の施設については1人 ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人 ・上記アとイの保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定</p> <p>(2) 施設長・・・1人 (注) 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 したがって施設において、2以上の施設もしくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は欠員とみなし加算は適用しない。</p> <p>(3) 調理員等 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤) (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>(4) 非常勤事務職員 (注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。</p> <p>(5) 嘱託医・嘱託歯科医</p>	<p>1 申請内容は適正か。</p>	<p>(1) 支援法附則第6条 (2) 内閣府告示第49号 (3) 留意事項通知 (4) 区扶助要綱 (5) 区法外要綱</p>	<p>(1) 申請内容が適正でない。</p> <p>(2) 申請内容が一部不適正などところがある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 基本加算部分 要件等の詳細については「留意事項通知」による。</p> <p>(1) 3歳児配置改善加算 3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算。なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、算式により配置基準上保育士数を満たす場合は加算が適用。</p> <p>(2) 4歳以上児配置改善加算 4歳以上児に係る保育士配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設(チーム保育推進加算を算定している施設は除く。)に加算。なお4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、算式により配置基準上保育士数を満たす場合は加算が適用。</p> <p>(3) 1歳児配置改善加算 1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、要件を満たす施設に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用。</p> <p>3 特定加算部分</p> <p>(1) 主任保育士専任加算 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、事業等を複数実施する施設に加算。</p> <p>(2) 事務職員雇上費加算 事務職員を配置し、事業等のいずれかを実施する施設に加算。</p> <p>(3) 栄養管理加算 食事の提供にあたり、栄養士等を活用して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算。</p> <p>[区扶助要綱]</p> <p>1 扶助項目について、要件等の詳細は「区扶助要綱」による。</p> <p>(1) 零歳児保健師加算<零歳児保育特別対策事業> 零歳児の取扱人員が6人以上の施設に保健師等1名を配置するための経費。</p> <p>(2) 零歳児調理員加算<零歳児保育特別対策事業> 零歳児の取扱人員が6人以上の施設に調理員1名を増配置するための経費(調理委託も可)。</p> <p>(3) 保育士加算<11時間開所保育対策事業> 定員61人～129人の施設に保育士1名、定員130人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費。</p> <p>(4) パート保育士加算<11時間開所保育対策事業> パート保育士の雇用に要する経費。</p> <p>(5) 発達支援加算<障がい児扶助要綱> 障がい児の処遇向上に対する人件費。</p>				

認可 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>[区法外要綱]</p> <p>1 加算項目について、要件等の詳細は「区法外要綱」による。</p> <p>(1) 発達支援加算 発達支援加算の認定を受けた児童に保育士を配置した場合に 加算(4.5歳児は複数の障がい児に対し職員を2名以上配置して もクラスで1名を限度とする。ただし、特別児童扶養手当対象児 童がいるなど、これによりがたいと特に認める場合は2名以上の 加算をする場合がある。)</p> <p>(2) 用務員パート加算 0歳児定員が6人以上の施設において、1名を限度に4月から2月 までの11ヶ月分を加算。</p> <p>(3) 非常勤保育士加算 0歳児定員が6人以上の施設において、2名を限度に毎月加算。</p> <p>(4) 時短非常勤加算 区職員配置基準の保育士定数のほかに、非常勤保育士(常勤 保育士を含む)を増配置した場合に加算。</p> <p>(5) アレルギー対応及び4歳児午睡廃止補助員加算 「アナフィラキシーの診断を受けた児童1人又は食物アレルギー の診断を受けた1歳児若しくは2歳児が同クラスに3人以上在籍 し、代替食で対応している」又は「4歳児保育において午睡廃止 をしている」施設において合計週20時間以上補助員を配置して いる場合に、補助員1名分を加算。</p>				

保 育 内 容 編

目 次

1 教育・保育の状況		2 健康・安全の状況	
(1) 良質かつ適切な教育・保育 1	(1) 疾病、ケガ等への対応 4
(2) 人権の尊重 1	ア 体調不良・傷害 4
ア 人格を尊重した教育・保育 1	イ 感染症 4
イ 虐待等の行為 1	ウ アレルギー疾患 4
(3) 心身の状況等の把握 2	(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 5
(4) 自己評価 2	(3) 子どもの安全確保 5
(5) 保育士等の配置 2	ア 事故防止及び事故発生時に適切な対応をするための体制 5
(6) 保護者との連携 2	イ 事故防止 6
(7) 小学校等との連携 3	ウ 損害賠償 7
(8) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営、関係機関との連携 3	エ 事故発生時の対応 7

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
3	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
4	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
5	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
6	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適応に際しての留意事項について」	子保発0330第2号通知
7	平成17年2月22日健発第022002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
8	平成13年6月15日雇児総発402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
9	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知
10	令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679号通知
11	令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第46号通知
12	令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第45号通知
13	令和7年10月27日7福祉子保第2951号「保育所等における虐待等通報・相談について」	7福祉子保第2951号通知
14	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	30福保子保第3635号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
15	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について」	5福祉子保第3004号通知
16	令和8年4月1日8福祉子保第19号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	8福祉子保第19号通知
17	「足立区私立保育所延長保育実施要綱」(平成30年4月1日最終改正)	私立延長実施要綱
18	令和5年12月1日5足教子指発第1276号「腸内細菌結果(検便)陽性判明時の対応について」	5足教子指発第1276号通知
19	令和6年9月17日6足教子指発第774号「土・日・祝日、開庁時間外の腸内細菌検査(検便)陽性判明時の対応について」	6足教子指発第774号通知
20	令和6年11月26日6足教子指発第1056号「感染症発生時の報告について」	6足教子指発第1056号通知
21	令和5年3月13日4足教子指発第1600号「睡眠時の観察について」	4足教子指発第1600号通知
22	令和7年3月12日6足教子私発第2503号「事故報告基準及び夜間・休日等の緊急連絡先について」	6足教子私発第2503号通知
23	令和8年3月17日7足教子私発第2221号「事故報告基準及び夜間・休日等の緊急連絡先について」	7足教子私発第2221号通知
24	令和4年10月5日4足教子指発第787号「緊急時(けいれん・頭部打撲)の対応について」	4足教子指発第787号通知

認可 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 教育・保育の状況</p> <p>(1) 良質かつ適切な教育・保育</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。(区運営基準条例)</p> <p>特定教育・保育施設は、施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。(一部省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針(区運営基準条例) 	<p>1 教育・保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 支援法第2条 (2) 保育所保育指針第1章、第2章 (3) 区運営基準条例第3条、第15条1(4)</p>	<p>(1) 教育・保育の内容が適切ではない。 (2) 教育・保育の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>(2) 人権の尊重</p> <p>ア 人格を尊重した教育・保育</p>	<p>保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育する(以下省略)(保育所保育指針)</p> <p>保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。(区運営基準条例)</p>	<p>1 子ども一人一人の人格を尊重した特定教育・保育を行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(1)ア、イ、(5)ア、2(2)イ(ア)②、③ (2) 区運営基準条例第3条2、第15条1(4)</p>	<p>(1) 子ども一人一人の人格を尊重した教育・保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した教育・保育が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>イ 虐待等の行為</p>	<p>特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(一部省略)(区運営基準条例)</p> <p>① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。 ③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第33条の10、11 (2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、イ、(5)ア (3) 区運営基準条例第15条1(4)、第25条 (4) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (5) 7福祉子保第2951号通知</p>	<p>(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。</p>	<p>C</p>

認可 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 心身の状況等の把握	<p>子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発育状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。（保育所保育指針）</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。（区運営基準条例）</p>	1 子どもの心身の状況等の把握をしているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア (2) 区運営基準条例第10条、第15条1(4)	(1) 子どもの心身の状況等の把握をしていない。 (2) 子どもの心身の状況等の把握が不十分である。	C B
(4) 自己評価	<p>保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。（保育所保育指針）</p> <p>特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（区運営基準条例）</p> <p>特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。（区運営基準条例）</p>	1 施設の自己評価を行い、公表しているか。 【施設の自己評価の具体的事例】 ① 施設独自の自己評価 → 職員の意見をまとめた「考察」と「改善点」等を記載する。 ② 運営全般に関する保護者アンケート → 集計や自由意見の掲載のみではなく、それを受けた施設としての「考察」と「改善点」等を記載する。 ③ 「保育実践振り返りシート」の活用 P56～ → 職員の意見をまとめた「考察」と「改善点」等を記載する。等 ※ 第三者評価を実施する年度は、これをもって施設の自己評価とすることができる。 【公表の具体的事例】 ① 紙面配付・園だより掲載・電子配信 → 各家庭に配付・配信 ② 閲覧・掲示・ホームページ → 保護者にその旨を園だより等で確実に周知する。等	(1) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2) (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第16条1、2	(1) 施設の自己評価を行っていない。 (2) 施設の自己評価を公表していない。	C B
(5) 保育士等の配置	<p>延長実施保育所は、延長保育を担当する職員として、保育士2名以上を配置するものとする。ただし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）により児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる時間帯において、保育士1名に加えて、同基準附則第94条の規定に基づき東京都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置している場合は、この限りでない。（一部省略）（私立延長実施要綱）</p>	1 保育士等を適正に配置しているか。	(1) 私立延長実施要綱第6条	(1) 保育士等を朝夕常時2人以上配置していない。	A
(6) 保護者との連携	<p>1 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。（保育所保育指針）</p> <p>特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。（区運営基準条例）</p>	1 保護者への支援・相談等への対応ができていないか。 ① 保護者と保育者の間で子どもに関する情報を連絡帳や様々な方法で共有しているか。 ② 面談や保護者会等、また、アンケートや意見箱等で保護者の意見を聞く機会を設けているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)エ、第3章1(3)ア、イ、第4章1、2 (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第17条	(1) 保護者に必要な援助を行っていない。 (2) 保護者への必要な援助が不十分である。	C B

認可 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。（保育所保育指針）</p> <p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（区運営基準条例）</p>	<p>1 緊急時の連絡体制は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(1)イ、(3)ア、4(2)ウ (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第18条</p>	<p>(1) 保護者と緊急時の連絡体制が整備されていない。 (2) 保護者と緊急時の連絡体制が不十分である。</p>	<p>C B</p>
(7) 小学校等との連携	<p>1 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。（保育所保育指針）</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。（区運営基準条例）</p>	<p>1 子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)が小学校へ送付されているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章4(2)ウ (2) 区運営基準条例第11条、第15条1(4) (3) 子保発0330第2号通知</p>	<p>(1) 資料の作成がされていない。 (2) 資料が小学校へ送付されていない。</p>	<p>C B</p>
	<p>2 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。（一部省略）（保育所保育指針）</p>	<p>1 小学校、関係機関等との連携をとっているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章4(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第11条、第15条1(4)</p>	<p>(1) 小学校、関係機関等との連携をとっていない。</p>	<p>B</p>
(8) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営、関係機関との連携	<p>1 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（区運営基準条例）</p>	<p>1 子育てに関係する機関、施設等との連携に努めているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(1)ウ (2) 区運営基準条例第3条3、第15条1(4)</p>	<p>(1) 子育てに関係する機関、施設等との連携に努めていない。</p>	<p>B</p>
	<p>2 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。（保育所保育指針）</p>	<p>1 地域の子育て家庭に対して情報の提供等の援助を行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(1)ウ、第4章3(1)ア (2) 区運営基準条例第15条1(4)</p>	<p>(1) 地域の子育て家庭に対し、援助を行っていない。</p>	<p>B</p>

認可 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>2 健康・安全の状況</p> <p>(1) 疾病、ケガ等への対応</p> <p>ア 体調不良・傷害</p>	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。（保育所保育指針）</p> <p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（区運営基準条例）</p>	<p>1 体調不良等への対応を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)、第18条</p>	<p>(1) 体調不良等への対応を適切に行っていない。</p>	<p>C</p>
<p>イ 感染症</p>	<p>1 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。（保育所保育指針）</p> <p>2 腸内細菌検査（検便）で陽性が判明したら通知に従って区へ報告する。（5足教子指発第1276号通知）</p> <p>施設の感染状況を把握し、保健所と迅速な連携をとるため、感染症等で欠席し欠席・欠勤した園児・職員がいる場合、通知に従って区へ報告をする。（6足教子指発第1056号通知）</p>	<p>1 感染症の予防対策を適切に行っているか。</p> <p>2 以下の感染症の発生及び腸内細菌検査（検便）の陽性判明時には、速やかに区へ報告をしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症 ・インフルエンザ・胃腸炎・麻疹 ・風しん・百日咳・結核・腸チフス ・パラチフス・細菌性赤痢 等 	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)</p> <p>(3) 雇児発第0222001号通知</p> <p>(1) 雇児発第0222001号通知</p> <p>(2) 5足教子指発第1276号通知</p> <p>(3) 6足教子指発第774号通知</p> <p>(4) 6足教子指発第1056号通知</p>	<p>(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。</p> <p>(2) 感染症予防対策が不十分である。</p> <p>(1) 区への報告・連携が行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>A</p>
<p>ウ アレルギー疾患</p>	<p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。（保育所保育指針）</p> <p>（対策例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導表等により、保護者と情報共有する。 ・生活管理指導表等に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・誤食事故は注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 <p>参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月厚生労働省）、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月 内閣府）、「食物アレルギー対応ガイドブック（令和3年12月東京都福祉保健局）」</p>	<p>1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)</p>	<p>(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) アレルギー疾患への対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

認可 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。(保育所保育指針)</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。(保育所保育指針)</p> <p>特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発防止をするため、措置を講じなければならない。(区運営基準条例)</p> <p>【乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児は仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)。 乳児のチェックは、必ず一人一人の体に触れて睡眠状態を確認する。※器機の使用の有無にかかわらず、必ず子どものそばに行き行ってチェックを行う。 1歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間(新入園児等)は、必ず仰向けに寝かせる。 職員は睡眠中の子どものそばを離れない。 照明は、子どもの顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。 職員から死角になる場所に子どもを寝かせない。等(4足教子指発第1600号通知) 	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児の仰向け寝を徹底しているか。 1歳児以上でも、状況を把握できるまでの間は、仰向けに寝かせているか。 職員がそばで見守っているか。 睡眠時の乳幼児の顔色が観察できる明るさか。等 <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別にチェックしているか。 定期的に睡眠チェックを行っているか。 0歳児は5分に1回 1～2歳児は10分に1回が望ましい その都度記録しているか。等 	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)、第18条、第32条</p> <p>(3) 30福保子保第3635通知</p> <p>(4) 5福祉子保第3004号通知</p> <p>(5) 4足教子指発第1600号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)、第18条、第32条</p> <p>(3) 30福保子保第3635通知</p> <p>(4) 5福祉子保第3004号通知</p> <p>(5) 4足教子指発第1600号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p> <p>(1) 睡眠時チェック表を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(3) 子どもの安全確保 ア 事故防止及び事故発生時に適切な対応をするための体制	<p>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。(一部省略)(区運営基準条例) <p>2 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。(保育所保育指針)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。(区運営基準条例) 	<p>1 事故防止及び発生時対応のための指針(各種ガイドライン及びマニュアル)を整備しているか。</p> <p>1 事故防止及び発生時対応のための指針(各種ガイドライン及びマニュアル)を定期的に職員と共有しているか。</p> <p>1 事故発生及び危険性がある事態が適正に報告され、その分析を通じた改善策が職員に周知徹底されるようになっているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア、イ、第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)、第32条1(1)</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)、第32条1(1)</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(1) 区運営基準条例第32条1(2)、(3)</p>	<p>(1) 指針を整備していない。</p> <p>(2) 指針の内容が不十分である。</p> <p>(1) 指針の内容を職員と共有していない。</p> <p>(1) 事故発生から分析までの体制ができていない。</p> <p>(2) 事故発生から分析までの体制が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

認可 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 事故防止	<p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。（保育所保育指針）</p> <p>特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、措置を講じなければならない。（一部省略）（区運営基準条例）</p>	1 子どもの事故防止に配慮しているか。	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)、第32条</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第418号通知</p>	<p>(1) 子どもの事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>◎ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性がある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。</p> <p>日常的な点検 施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有を図る。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	◎ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第418号通知</p>	<p>(1) 窒息の可能性のある玩具等について定期的に点検していない。</p> <p>(2) 窒息の可能性のある玩具等について定期的な点検が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>◎ 職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。</p> <p>◎ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	◎ 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第418号通知</p>	<p>(1) 窒息のリスクとなる食べ物の提供に配慮していない。</p> <p>(2) 窒息のリスクとなる食べ物の提供に配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>◎ 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</p> <p>参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>◎ 散歩コースの追加がある場合等で、安全点検を実施していない経路がある場合は、施設等において確実に安全点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所(例：見通しが悪い場所、交通量の多い交差点等)については、経路の見直し等の対策を講じること。</p>	<p>◎ 園外保育に関する体制や配慮は十分か。</p> <ul style="list-style-type: none"> 散歩の経路を可視化し、交通量や危険箇所の点検を行っているか。 連絡体制が確保されているか。 園外保育時に十分な職員体制で対応しているか。 出発時、目的地到着時、目的地出発時、帰園時等必要に応じて人数確認を行い、迷子や置き去りの防止を行っているか。 園外保育届を作成しているか。等 	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区運営基準条例第15条1(4)</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第418号通知</p>	<p>(1) 園外保育に関する体制や配慮が整っていない。</p> <p>(2) 園外保育に関する体制や配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

認可 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	参考「未就学児が日常的に集団移動する経路の交通安全の確保について」(令和6年6月14日付こども家庭庁成育局安全対策課・こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)				
	◎ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置するとともに、それぞれの役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。(府子本第679号通知)	◎ プール活動・水遊び等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第15条1(4) (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第418号通知 (5) 府子本第679号通知	(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B
	◎ 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。(保育所保育指針) (保育所の通所時における安全確保) ・ 児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。 ・ ファミリー・サポートセンターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。(雇児総発第402号通知[別添-2]1)	1 子どもの登降園は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2) (2) 雇児総発第402号通知	(1) 子どもの登降園は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っていない。	B
ウ 損害賠償	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(区運営基準条例)	1 損害賠償に対する策を講じているか。	(1) 区運営基準条例第32条4	(1) 損害賠償に対する策を講じていない。	C
エ 事故発生時の対応	1 保育中に体調不良や傷害等が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。(保育所保育指針) 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(一部省略)(区運営基準条例)	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・ 事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。 【記録内容】 事故の発生状況、保護者への連絡時刻、保護者への連絡内容、保護者の反応、受診時刻、完治までの経過、再発防止策、完治(終了)日、施設長の確認印またはサイン 等	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第32条3 (3) こ成安第46号通知 (4) 8福祉子保第19号通知	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B

認可 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（区運営基準条例）</p> <p>以下の事件事故が発覚した場合は所管課に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡、意識不明、または治療に要する期間が30日以上 の怪我や疾病を伴う重篤な事故 ・ 見失い、置き去り、閉じ込め、連れ去り等の発生（発生し かけた場合も含む） ・ 虐待や不適切保育の発生（疑いがあると判断した場合も含む） ・ 食物アレルギー事故 ・ 離乳食・乳幼児食の誤食（園での未食食材を含む）、誤飲、窒息（なりかけた場合を含む）、異物混入、賞味期限切れ・消費期限切れ食品の提供 ・ 玩具等の誤飲・窒息（なりかけた場合を含む） ・ 誤与薬、与薬漏れ ・ 個人情報の紛失、盗難、漏洩等 ・ 警察に通報した事案 ・ 救急搬送を要請した事案 ・ 首から上の怪我で受診が3回以上継続した事案 ・ 園や職員の不注意による怪我で保護者とのトラブルに発展する可能性がある事案 ・ 保育時間外での在園児の死亡事故や在園児にかかわる警察へ通報した事案（7足教子私発第2221号通知） 	<p>1 報告対象となる事故を区に速やかに報告しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 死亡、意識不明、または治療に要する期間が30日以上 の怪我や疾病を伴う重篤な事故 ② 見失い、置き去り、閉じ込め、連れ去り等の発生（発生し かけた場合も含む） ③ 虐待や不適切保育の発生（疑いがあると判断した場合も含む） ④ 食物アレルギー事故 ⑤ 離乳食・乳幼児食の誤食（園での未食食材を含む）、誤飲、窒息（なりかけた場合を含む）、異物混入、賞味期限切れ・消費期限切れ食品の提供 ⑥ 玩具等の誤飲・窒息（なりかけた場合も含む） ⑦ 誤与薬、与薬漏れ ⑧ 個人情報の紛失、盗難、漏洩等 ⑨ 警察に通報した事案 ⑩ 救急搬送を要請した事案 ⑪ 首から上の怪我で受診が3回以上継続した事案 ⑫ 園や職員の不注意による怪我で保護者とのトラブルに発展する可能性がある事案 ⑬ 保育時間外での在園児の死亡事故や在園児にかかわる警察へ通報した事案 	<p>(1) 区運営基準条例第32条2 (2) こ成安第45号通知 (3) 8福祉子保第19号通知 (4) 7福祉子保第2951号通知 (5) 6足教子私発第2503号通知 (6) 7足教子私発第2221号通知 (7) 4足教子指発第787号通知</p>	<p>(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C B</p>

会 計 経 理 編

目 次

1 会計の区分	1	6 支払資金残高		
2 会計記録の整備	2	(1) 当期末支払資金残高の引継ぎ	6
3 利用者負担額等の受領等			(2) 前期末支払資金残高の取崩し	7
(1) 利用者への金銭の支払に係る説明及び同意	2	(3) その他	7
(2) 領収証等の交付	3	7 積立資産		
4 委託費等の適正使用	4	(1) 管理・取崩し	8
5 委託費の弾力運用	5	(2) 目的外使用	8
			8 貸付金処理	9
			9 委託費の管理・運用	9
			10 収支計算分析表の提出	9

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
3	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府告示第49号
4	平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」	経理等通知
5	平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」	経理等取扱通知
6	平成27年9月3日府子本第256号、雇児保発0903第2号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」	経理等運用通知
7	平成12年3月30日児発第295号「保育所の設置認可等について」	児発第295号通知
8	令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
9	令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	こ成保296通知
10	平成31年4月1日30福保子保第6365号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』3(2)に対する東京都の取扱いについて」	30福保子保第6365号通知
11	令和2年11月19日2福保子保第3496号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』に係る都内私立保育所における取扱いについて」	2福保子保第3496号通知
12	令和6年3月26日5福祉子保第4028号「委託費の適正管理の徹底について(通知)」	5福祉子保第4028号通知
13	平成28年12月20日28足教子整発第1255号「区が経費を負担する保育園を運営する法人の適正な経理のあり方について」	28足教子整発第1255号通知
14	令和6年6月3日6足教子私発第514号「足立区における収支計算分析表の提出について(通知)」	6足教子私発第514号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
15	昭和50年4月1日規則第6号「足立区補助金等交付事務規則」	区補助金交付規則
16	「足立区保育扶助要綱」(令和7年4月1日最終改正)	区扶助要綱
17	「足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱」(令和7年4月1日最終改正)	区法外要綱

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	<p>特定教育・保育施設(以下「施設」という。)は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>※ 社会福祉法人が運営する施設にあっては、社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)第10条第1項、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日付雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号)2及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日付雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号)4により、適正な事業区分及び拠点区分ごとに、会計帳簿、計算書類等を整備すること。</p> <p>※ 社会福祉法人以外の者が運営する施設にあっては、児発第295号通知第1の3(3)②に基づいて付された下記の認可条件を遵守すること。</p> <p>① 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。</p> <p>② 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、①に定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を整備すること。</p> <p>③ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、①に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を整備すること。</p> <p>※ 同一の者が運営する他の施設等(運営する者が法人等の場合、当該法人等の本部を含む。)との間で繰入金、貸付金又は借入金(以下「繰入金等」という。)が存在する施設にあっては、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」又は「事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書」を整備する等の方法により、当該繰入金等に係る下記の内容を明らかにすること。</p> <p>① 繰入額又は貸付(借入)残高 ② 繰入元(貸付者)と繰入先(借入者)の関係性 ③ 財源</p>	1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分して計算書類等を整備しているか。	(1) 区運営基準条例第33条 (2) 児発第295号通知第1の3(3)②	<p>(1) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分して計算書類等を整備していない。</p> <p>(2) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分して計算書類等を整備しているが、会計の区分の仕方が不十分である。</p> <p>(3) 同一の者が運営する他の施設等との間で繰入金等が存在する場合、当該繰入金等に係る内容を明らかにしていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>A</p>

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 会計記録の整備	<p>施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>※ 施設を運営する者の類型に応じ、関係法令等に定められた計算書類、会計帳簿等を整備すること。 なお、ここでいう関係法令等とは、運営主体が社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)、学校法人の場合は学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)、株式会社の場合は会社法(平成17年法律第86号)、各種税法等を指す。</p> <p>※ 社会福祉法人以外の者が運営する施設にあっては、児発第295号通知第1の3(3)②に基づいて付された下記の認可条件を遵守すること。</p> <p>① 収支計算書又は損益計算書において、保育所を営む事業に係る区分を設けること。 ② 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、①に定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を整備すること。 ③ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、①に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を整備すること。</p> <p>※ ここでいう整備とは、単に作成していることにとどまらず、会計帳簿、計算書類等が正規の簿記の原則に従って適正に作成されているとともに、作成された会計帳簿、計算書類、証憑書類等が整合していることをいう。</p>	<p>1 計算書類、会計帳簿、証憑書類等を整備しているか。</p> <p>2 計算書類、会計帳簿、証憑書類等が整合しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第34条1 (2) 児発第295号通知第1の3(3)②</p> <p>(1) 区運営基準条例第34条1 (2) 児発第295号通知第1の3(3)②</p>	<p>(1) 計算書類、会計帳簿、証憑書類等を整備していない。</p> <p>(2) 計算書類、会計帳簿、証憑書類等を一部整備していない。</p> <p>(1) 計算書類、会計帳簿、証憑書類等が整合していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
3 利用者負担額等の受領 (1) 利用者への金銭の支払に係る説明及び同意	<p>施設は、区運営基準条例第13条第3項及び第4項の規定による金銭の支払を保護者に求める際は、あらかじめ、金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面又は当該書面に係る区運営基準条例第62条の電磁的記録(以下「書面等」という。)によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。</p> <p>ただし、区運営基準条例第13条第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>1 金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由を保護者に対して書面等により説明し、同意を得ているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第13条6、第62条</p>	<p>(1) 金銭の支払を求める書面等を作成していない。</p> <p>(2) 金銭の支払を求める書面等を一部作成していない。</p> <p>(3) 金銭の支払を求める書面等の内容に不備がある。</p> <p>(4) 保護者から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 領収証等の交付	<p>施設は、保護者から区運営基準条例第13条第1項から第4項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対して交付しなければならない。</p> <p><領収証に記載する事項(例)></p> <p>① 日付 ② 支払を行った保護者名 ③ 金額 ④ 支払の目的となった事項 ⑤ 支払を受けた施設(法人)名</p> <p>※ 領収証は保護者からの支払に係る証憑書類であることから、保護者に交付した領収証の控を保管する、徴収簿により当該支払について整理する等により、当該支払に係る証憑書類が保護者及び施設の双方に残る措置を講じること。</p> <p>※ 集金袋を使用する場合、保護者には年度末に集金袋を返還するもしくは領収証を別途交付するとともに、施設においては集金袋の写を保管するもしくは徴収簿により当該支払について整理する等の措置を講じること。</p> <p>※ 支払が口座振替、クレジットカード、電子マネー等の現金を使用しない方法により行われ、当該支払に係る内容が保護者及び施設の双方で確認できる場合、領収証の交付は省略して差し支えない。</p>	<p>1 現金を受領した際に領収証(受領印を押した集金袋等を含む。以下「領収証等」という。)を交付しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第13条5</p>	<p>(1) 領収証等を交付していない。 (2) 領収証等を一部交付していない。</p>	<p>C B</p>

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 委託費等の適正使用	<p>1 区は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、施設(都道府県及び区市町村以外の者が設置する保育所に限る。)から特定教育・保育(保育に限る。以下同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、支援法第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額を当該施設に委託費として支払うものとする。(支援法)</p> <p>委託費のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものである(ただし、人件費、管理費又は事業費については、保育所において経理等通知1(2)①から⑦までの要件のすべてが満たされている場合にあつては、各区分にかかわらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。)(経理等通知)</p> <p>「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であつて、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号)に定める別紙1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」中、別添3の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、経理等通知別表6の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。(経理等取扱通知)</p> <p>2 区長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、その適合状況を把握すること。 また、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講ずること。</p> <p>3 保育所の設置者は、要綱等で定める目的以外に区補助金を使用してはならない。 区長は、区補助金を支給した保育所の設置者に対し、必要があるときは、区補助金の執行状況について報告を求め、又は実地調査することができ、その結果を受けて、必要がある場合はその処理について適切な指示を行うものとする。 区長は、保育所の設置者が要綱等で定める目的以外に区補助金を使用した場合、区補助金支給の内容又はこれに付した条件に違反した場合もしくは実地調査の結果を受けて行った適切な指示に従わない場合、その全部又は一部の支給を取り消すことができる。</p>	<p>1 委託費等を特定教育・保育のために使用しているか。</p> <p>1 虚偽又は不正の手段により委託費等の支払を受けていないか。</p> <p>1 区補助金を不正に請求していないか。補助要綱を遵守し、目的のために使用しているか。</p> <p>2 個人のポイントカード、クレジットカード、電子マネー等を使用していないか。</p>	<p>(1) 支援法第27条 (2) 支援法附則第6条 (3) 内閣府告示第49号 (4) 経理等通知1(1)、(2) (5) 経理等取扱通知1、2、3 (6) 経理等運用通知問19 (7) 28足教子整発第1255号通知</p> <p>(1) 留意事項通知第5</p> <p>(1) 区補助金交付規則第12条、第17 (2) 区扶助要綱 (3) 区法外要綱</p>	<p>(1) 委託費等を特定教育・保育のために使用していない。</p> <p>(1) 虚偽又は不正の手段により委託費等の支払を受けている。</p> <p>(1) 区補助金を目的のために使用していない。 (2) 不正な方法により区補助金を受けている。</p> <p>(1) 個人のポイントカード、クレジットカード、電子マネー等を使用している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 委託費の弾力運用	<p>委託費は、経理等通知1(2)の要件を満たせば、区分(人件費・管理費・事業費)間の相互流用及び積立資産(人件費積立資産・修繕積立資産・備品等購入積立資産)への積立てを行うことができる。</p> <p>また、経理等通知1(4)の要件を満たせば、処遇改善等加算の基礎分(以下「改善基礎分」という。)相当額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等(保育所及び保育所以外の支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)に係る経理等通知別表2の経費等へ支出することができる。</p> <p>加えて、経理等通知1(5)の要件を満たせば、下記の経費等へ支出することができる。</p> <p>① 同一の設置者が運営する子育て支援事業(支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び支援法第59条の第2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいう。以下同じ。)に係る経理等通知別表3の経費</p> <p>② 同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)別表3の施設をいう。以下同じ。)に係る経理等通知別表4の経費</p> <p>※ 以上①・②について、合計額が改善基礎分相当額の範囲内</p> <p>③ 同一の設置者が設置する保育所等に係る経理等通知別表5の経費</p> <p>④ 同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る経理等通知別表3の経費</p> <p>※ 以上③・④について、合計額が当該会計年度に係る委託費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額)相当額(改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分を除く。)の範囲内</p> <p>⑤ 積立資産(人件費積立資産・保育所施設・設備整備積立資産)への積立て</p> <p>支出限度額を超えている場合又は対象外経費に支出している場合、原則として現年度で支出した施設拠点区分へ補填しなければならない。</p>	<p>1 委託費の区分間の相互流用、積立資産への積立て及び改善基礎分相当額又は委託費の3か月分相当額の支出(以下「委託費の弾力運用」という。)を行っている場合、経理等通知の要件を満たしているか。</p> <p>2 改善基礎分相当額又は委託費の3か月分相当額の支出(以下「改善基礎分相当額等の支出」という。)を行っている場合、限度額以内で、対象経費に支出しているか。</p> <p>3 その他、委託費の弾力運用に関することで不適正な事項はないか。</p>	<p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1 (3) 経理等運用通知問11、問12</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(4)、(5)、別表2～別表5 (3) 経理等取扱通知7、8 (4) 経理等運用通知問1～問12、問18、問22、問23 (5) こ成保296通知</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知 (3) 経理等取扱通知 (4) 経理等運用通知</p>	<p>(1) 委託費の弾力運用を行っているが、要件を満たしていない。</p> <p>(1) 改善基礎分相当額等の支出を行っているが、限度額を超えている。</p> <p>(2) 改善基礎分相当額等の支出を行っているが、対象経費以外に支出している。</p> <p>(1) その他、委託費の弾力運用に関して重大な問題がある。</p> <p>(2) その他、委託費の弾力運用に関して問題がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>6 支払資金残高</p> <p>(1) 当期末支払資金残高の引継ぎ</p>	<p>支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられたもの、引当金並びに棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。</p> <p>企業会計の基準による会計処理を行っている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除くものとする。</p> <p>1 当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期末までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。 当期末支払資金残高は、その性質上、当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。 当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金(流動資産と流動負債の差額)の増減となる。 施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、すべて次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。</p> <p>2 当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。(経理等通知)</p> <p>当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超えている場合、将来発生が見込まれる経費を積立資産として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作り、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。(経理等運用通知)</p> <p>ここでいう「委託費収入」には、委託費のほか、「東京都保育士等キャリアアップ補助金(保育士等キャリアアップ補助金を含む。)」及び「東京都保育サービス推進事業補助金(保育サービス推進事業補助金)」を含むが、区独自の補助事業(保育扶助要綱・法外援護実施要綱・延長保育補助要綱)、その他補助金は含まない。(30福保子保第6365号通知・6足教子私発第514号通知)</p>	<p>1 当期末支払資金残高については、決算額が次期に引き継がれているか。</p> <p>2 当期欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。</p> <p>3 累積欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。</p> <p>1 当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%以下となっているか。</p>	<p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(3)、5(1)</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(3)、5(1)</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(3)、5(1)</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(2) (3) 経理等運用通知問20、問21 (4) 30福保子保第6365号通知 (5) 6足教子私発第514号通知</p>	<p>(1) 当期末支払資金残高の次期への引継ぎが不適正である。</p> <p>(1) 不適正な施設運営により当期欠損金が生じている。</p> <p>(1) 不適正な施設運営により累積欠損金が生じている。</p> <p>(1) 当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%以下となっていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 前期末支払資金残高の取崩し	<p>1 経理等通知3(1)による前期末支払資金残高の取崩しに当たっては、都への事前協議(自然災害など止むを得ない場合又は当該年度の施設拠点区分の事業活動収入計(予算額)の3%以下である場合、事前協議は省略して差し支えない。)を行い、承認を得た場合に使用を認めるものである。</p> <p>経理等通知3(2)による前期末支払資金残高の取崩しに当たっては、経理等通知1(5)に定める要件を満たし、都(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会)の事前承認を得た上で、経理等通知3(2)①から③までに定める経費へ充当することができる。</p> <p>法人本部の運営経費に支出する場合、経理等運用通知問13に定める対象範囲(保育所の運営に関する「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費)とする。</p> <p>2 取崩しを行う前年度以前に、2福保子保第3496号通知に定める都補助金の交付対象となっていた保育所が、経理等通知の各規定に従い前期末支払資金残高を取り崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとする場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限ること。</p>	<p>1 経理等通知3(1)により当期事業活動収入計(予算額)の3%を超えて前期末支払資金残高の取崩しを行う場合、都への事前協議を行い、承認を得ているか。</p> <p>2 経理等通知3(2)により前期末支払資金残高の取崩しを行う場合、経理等通知1(5)の要件を満たしているか。</p> <p>3 経理等通知3(2)により前期末支払資金残高の取崩しを行う場合、都(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会)の事前承認を得ているか。</p> <p>4 前期末支払資金残高の取崩しを行う場合、対象経費に支出しているか。</p> <p>1 同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。</p>	<p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(1) (3) 2福保子保第3496号通知2</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(5)、3(2) (3) 経理等運用通知問11、問12 (4) 2福保子保第3496号通知2</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(2) (3) 2福保子保第3496号通知2</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(1)、3(2)、別表2 (3) 経理等取扱通知5、7 (4) 経理等運用通知問4～問7、問9、問13、問18、問23</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(2) (3) 2福保子保第3496号通知2</p>	<p>(1) 当期事業活動収入計(予算額)の3%を超えて前期末支払資金残高の取崩しを行っているが、都の承認を得ていない。</p> <p>(1) 前期末支払資金残高の取崩しを行っているが、要件を満たしていない。</p> <p>(1) 前期末支払資金残高の取崩しを行っているが、都(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会)の承認を得ていない。</p> <p>(1) 前期末支払資金残高の取崩しを行っているが、対象経費以外に支出している。</p> <p>(1) 都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設以外に充当されている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(3) その他		<p>1 その他、支払資金残高に関することで不適正な事項はないか。</p>	<p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知 (3) 経理等取扱通知 (4) 経理等運用通知</p>	<p>(1) その他、支払資金残高に関して重大な問題がある。</p> <p>(2) その他、支払資金残高に関して問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
7 積立資産	<p>委託費は、原則として当該年度の経費として消費されるものであるが、職員の年齢構成及び勤続年数、施設の経営努力(サービスの質を落とさないコスト削減)等によって当該年度の委託費に残余が生じた場合、長期的に安定した施設経営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に備え積み立てる(積立資産)ことが望ましい。</p> <p>積立資産とは、長期的に安定した施設経営を確保することを目的として、次年度以降の経費に充てるための資金の保留をはかるものであり、以下のものがある。</p> <p>① 人件費積立資産 ② 修繕積立資産 ③ 備品等購入積立資産 ④ 保育所施設・設備整備積立資産 ⑤ 都施設整備費積立資産</p>				

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 管理・取崩し	<p>1 保育所を営む事業に係る区分ごとに積立金・積立資産明細書を作成し、各種積立資産ごとに、前期末残高、当期増加(減少)額及び期末残高を明らかにすること。</p> <p>2 複数の施設及び事業の積立資産及び現金預金を法人本部等の同一の預金口座で一括して管理する場合、内訳書の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう資金管理を行うこと。</p> <p>3 保育所施設・設備整備積立資産から当該保育所の土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都(当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会)の承認を得るとともに、関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。</p>	<p>1 保育所を営む事業に係る区分ごとに積立金・積立資産明細書を作成し、各種積立資産の前期末残高、当期増加(減少)額及び期末残高を明らかにしているか。</p> <p>2 積立資産に対応する預貯金等を保有しているか。</p> <p>1 積立資産等について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。</p> <p>1 保育所施設・設備整備積立資産から当該保育所の土地取得に要する費用を取り崩す場合、要件を満たしているか。</p>	<p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(3)、(4)、(6) (3) 経理等運用通知問8 (4) 児発第295号通知第1の3(3)②</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(3)、(4)、(6) (3) 5福祉子保第4028号通知</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(3)、(4)、(6) (3) 5福祉子保第4028号通知</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(6) (3) 経理等運用通知問8</p>	<p>(1) 保育所を営む事業に係る区分ごとに積立金・積立資産明細書を作成していない。</p> <p>(2) 積立金・積立資産明細書の内容に不備がある。</p> <p>(3) 積立資産の次期への引継ぎが不適正である。</p> <p>(1) 積立資産に対応する預貯金等を保有していない。</p> <p>(1) 積立資産等が保管されている通帳等の内訳を管理していない。</p> <p>(1) 保育所施設・設備整備積立資産から当該保育所の土地取得に要する費用を取り崩しているが、要件を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(2) 目的外使用	<p>積立資産は、長期的に安定した施設運営を確保することを目的としており、本来その用途は積立資産の積立目的に沿って支出することになる。</p> <p>1 経理等通知1(3)又は(4)により積立資産を目的外に使用する場合、事前に都へ協議を行い、その使用目的及び使用する額が適正か否かの審査を受け、問題がない場合について、経理等通知別表2及び経理等取扱通知5に定める経費に使用することを認められるものである。</p> <p>2 経理等通知1(5)に定める要件を満たし、経理等通知1(6)により積立資産を目的外に使用する場合、事前に都へ協議(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会の承認)を行い、その使用目的及び使用する額が適正か否かの審査を受け、問題がない場合について、上記1に加え経理等通知別表3、4及び5に定める経費に使用することを認めるものである。</p> <p>3 積立資産を取り崩して当該保育所以外の土地取得に使用する場合、経理等取扱通知5なお書きの要件を満たさなければならない。</p>	<p>1 経理等通知1(3)又は(4)による目的外使用を行う場合、都への事前協議を行い、承認を得ているか。</p> <p>1 経理等通知1(6)による目的外使用を行う場合、経理等通知1(5)の要件を満たしているか。</p> <p>2 経理等通知1(6)による目的外使用を行う場合、都(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会)の事前承認を得ているか。</p> <p>1 当該保育所以外の土地取得にあたって積立資産を取り崩す場合、要件を満たしているか。</p>	<p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(3)、(4)、別表2 (3) 経理等取扱通知5、7 (4) 経理等運用通知問8 (5) 2福祉子保第3496号通知1(2)</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(5)、(6)、別表3～別表5 (3) 経理等取扱通知5、7、8 (4) 経理等運用通知問8、問11、問12 (5) 2福祉子保第3496号通知1(2)</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(6) (3) 経理等取扱通知5 (4) 経理等運用通知問8 (5) 2福祉子保第3496号通知1(2)</p> <p>(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(6) (3) 経理等取扱通知5</p>	<p>(1) 積立資産を目的外に使用しているが、都の承認を得ていない。</p> <p>(1) 積立資産を目的外に使用しているが、要件を満たしていない。</p> <p>(1) 積立資産を目的外に使用しているが、都(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会)の承認を得ていない。</p> <p>(1) 当該保育所以外の土地取得にあたって積立資産を取り崩しているが、要件を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

認可 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	4 取崩しを行う前年度以前に、2福保子保第3496号通知に定める都補助金の交付対象となっていた保育所が、経理等通知の各規定に従い積立資産を取り崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとする場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限ること。	1 同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(6) (3) 2福保子保第3496号通知1	(1) 都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設以外に充当されている。	C
8 貸付金処理	委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。 また、他事業又は拠点区分への貸付について、総勘定元帳で正確に把握する必要がある。	1 他事業又は拠点区分への貸付について、正確に把握しているか。 2 同一法人以外への貸付を行っていないか。 3 他事業又は拠点区分への貸付を行った場合、当該年度内に補填しているか。 4 施設運営に支障がある貸付を行っていないか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(2) (3) 5福祉子保第4028号通知 (1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(2) (1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(2) (3) 経理等運用通知問14 (1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(2) (3) 経理等運用通知問14、問15	(1) 他事業又は拠点区分への貸付について把握していない。 (1) 同一法人以外への貸付を行っている。 (1) 他事業又は拠点区分への貸付を、年度内に補填していない。 (1) 貸付により、施設運営に支障をきたしている。	C C C C
9 委託費の管理・運用	委託費の管理・運用については、銀行等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。 安全確実でかつ換金性の高い方法としては、銀行、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられ、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。	1 委託費の管理・運用について、安全確実でかつ換金性の高い方法により行っているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(1) (3) 経理等取扱通知6	(1) 委託費の管理・運用について、安全確実でかつ換金性の高い方法により行っていない。	C
10 収支計算分析表の提出	施設は、下記のいずれかに該当している場合には、収支計算分析表を提出しなければならない。 ① 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合 ② 経理等通知1(4)による別表2の経費への支出が改善基礎分を超えている場合 ③ 経理等通知1(5)による別表3及び別表4への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5への支出の合計額が委託費の3か月相当額を超えている場合 ④ 施設拠点区分から、「1. 委託費の使途範囲」から「4. 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合	1 収支計算分析表を提出しているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知5(2) (3) 2福保子保第3496号通知3	(1) 収支計算分析表を提出していない。	B